



公共調達に関する理事会勧告

非公式翻訳

OECDによる法的規範

本書は、OECD事務総長の責任のもとで発行されている。本書で表明されている意見や主張は、必ずしもOECD加盟国の公式見解を反映するものではない。

本文書並びに掲載のデータ及び地図は、領土に関する地位或いは主権、定められた国境及び境界、またいかなる領土、都市、地域の名称をも害するものではない。

本文書は(無料)無償で提供される。それがいかなる点においても変更されない限り、本文書は追加の許可を必要とせずに(無料)無償で複製し配布することができる。本文書を販売することは許されない。

これはOECDの公式の翻訳ではありません。原文との整合性を確保するよう努めていますが、公式版は下記のウェブサイトに掲載されている英語版とフランス語版です。 <https://legalinstruments.oecd.org>.

理事会は、

1960年12月14日の経済協力開発機構条約第5条第b項に鑑み、

政府による規制の質の向上に向けた理事会提言 [C(95)21/FINAL]、二国間援助調達における汚職防止案に関する DAC 勧告 [DCD/DAC(96)11/FINAL]、公的サービスにおける倫理管理原則を含む公務員の倫理的行動の向上に向けた理事会勧告 [C(98)70]、公共調達の環境パフォーマンスの向上に関する理事会勧告 [C(2002)3]、公的部門における利益相反対処に向けた OECD ガイドラインに関する理事会勧告 [C(2003)107]、国営企業のコーポレートガバナンスに関する OECD ガイドラインに関する理事会勧告 [C(2005)47]、規制の質と成果に関する理事会提言 [C(2005)52 及び CORR1]、投資に関する政策の枠組み [C(2006)68]、民間セクターのインフラへの参画に関する原則についての理事会提言 [C(2007)23/FINAL]、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約、国際商取引における外国公務員に対する贈賄のさらなる防止に向けた理事会勧告 [C(2009)159/REV1/FINAL]、ロビー活動の透明性及び清廉性に関する原則についての理事会勧告 [C(2010)16]、多国籍企業のための OECD ガイドライン 2011 年更新版 [C/MIN(2011)11/FINAL]、規制政策及びガバナンスに関する理事会勧告 [C(2012)37]、官民パートナーシップのパブリックガバナンスに向けた原則に関する理事会勧告 [C(2012)86]、公共調達における入札談合撲滅に関する理事会勧告 [C(2012)115]、各行政レベルにおける効果的な公共投資に関する理事会勧告 [C(2014)32]、デジタル政府戦略に関する理事会勧告 [C(2014)88]、予算ガバナンスに関する理事会の勧告 [C(2015)1] に鑑み、

この勧告によって取って代わられる公共調達における清廉性の向上に関する理事会提言 [C(2008)105] の採択以来高まっている、効率化及び経済性を実現し副次的政策目的を促進するための公共調達のガバナンスにおける関心に鑑み、

多くの加盟国及び非加盟国における法律には、国連、世界貿易機関又は欧州連合の枠組みの中で策定された、公共調達及び汚職防止に関するその他の国際的な法律文書も反映されていることに留意し、

物品、サービス及び業務の効率的かつ効果的な公共調達は、インフラストラクチャー投資及び市民への基本的なサービスの提供を含む、政府の中核的な目的において不可欠であることを認識し、

公共調達は、管理不行き届き、不正行為及び汚職に対して特に脆弱な、政府の重要な経済活動であることを認識し、

公共調達における適正なガバナンス及び清廉性を強化する努力は、公共のリソース、つまり税金の効率的かつ効果的な管理に寄与することを認識し、

本勧告を遵守する加盟国及び非加盟国(以下、「遵守国」という)は、経済性及び効率の向上、並びにニーズの評価から支払い及び契約管理までの公共調達サイクル全体における清廉性に対するリスクの防止における共通の利益を共有することを認識し、

公共調達における規範性の向上に関する理事会提言 [C(2008)105] の実施に関するパブリックガバナンス委員会による報告で、公共調達システムを改善するために各国が直面している主な課題及び改善すべき領域 [C(2012)98 及び C(2012)98/CORR1] が特定されていることを考慮し、

パブリックガバナンス委員会の提案により、競争委員会及び国際商取引における贈賄に関する作業部会の協力の下、関連するその他の OECD 委員会と協議した上で、

I. 本勧告の目的において、次の定義が用いられることに同意する。

- **電子調達**とは、調達プロセス全体における、紙ベースの手続きに代わる、またはそれを再設計した、デジタル技術の統合をいう。
- **清廉性**とは、意図された公的な目的に従い、内容を熟知した上での方法により、公益に合致し、適正なガバナンスに関するより広範な原則に沿った方法での、資金、リソース、資産及び権限の使用をいう。
- **主要調達目的**とは、適時に経済的かつ効率的な方法による、政府のミッションの達成に必要な物品及びサービスの提供をいう。
- **公共調達**とは、何が必要とされているのかを特定し、このニーズの供給に最も相応しい人又は組織は誰なのかを判断し、必要とされているものが適切な場所に適切な時に最安の価格で提供され、すべてが公正かつ公開された方法で行われたことを確実にするプロセスをいう。
- **公共調達サイクル**とは、ニーズの評価から、入札・落札、支払い及び契約管理、並びにその後のモニタリング及び監査までの、関連する一連の活動をいう。
- **副次的政策目的**とは、主要調達目的に加え、政策レバーとして調達を用いることにより政府が追求するようになっている、持続可能なグリーン成長、中小企業の発展、イノベーション、責任ある事業行動基準、又はより幅広い産業政策目的などの、様々な目的をいう。

II. また、調達サイクルのあらゆる段階において、公共調達システムにおいて、遵守国が、適切な程度の**透明性**を確保するよう**勧告**する。

このために、遵守国は、次のことを行うべきである。

i) 営業秘密及び専有情報の保護、並びにその他のプライバシー上の懸念についての正当な必要性とともに、利害関係のある供給者が調達プロセスにおける競争を細工するために用いる可能性のある情報を回避する必要性を考慮しつつ、**公共調達サイクルの各段階において、適切かつ適時の程度の透明性を提供することにより、潜在的な供給者に対する公正で公平な扱いを奨励する**。また、供給者は、下請け関係において適切な透明性を提供するよう求められるべきである。

ii) 潜在的な国内及び海外の供給者、市民社会、並びに一般大衆を含むすべての利害関係者が、オンラインポータルを介して、特に、公共調達システム（例えば、制度の枠組み、法規）、具体的な調達（例えば、調達の予測、入札募集、落札の発表）、及び公共調達システムのパフォーマンス（例えば、ベンチマーク、モニタリングの結果）に関する**公共調達情報に自由にアクセスできるようにする**。公表されたデータは、利害関係者にとって意味があるものであるべきである。

iii) (i) 利害関係者が、政府の優先事項及び支出を理解できるようにし、(ii) 政策立案者が、調達を戦略的に調整できるようにするため、**公共調達サイクル全体において、予算策定のプロセスの初期段階から、公的資金の流れが見えることを確保する**。

III. 遵守国が、総合的な規格及び調達ごとの保護措置によって、公共調達システムの**清廉性**を保つよう**勧告**する。

このために、遵守国は、次のことを行うべきである。

i) 調達サイクルにおけるあらゆる利害関係者に**高基準の清廉性を求める**。公的部門の職員に適用される清廉性の枠組み又は行動規範に盛り込まれた規格（利益相反、情報開示の管理又はその他の専門家の行動基準など）を拡張することができる（例えば、清廉性の協定などを通して）。

ii) 総合的な公的部門清廉性ツールを導入し、必要に応じて調達サイクルの特定のリスクに合わせて**調製する**（例えば、公共調達における官民のやり取り及び受託者責任に係る高度のリスク）。

iii) 汚職、不正行為、共謀及び差別などの清廉性のリスクについての意識を高め、これらのリスクを阻止する方法に関する知識を深め、汚職防止に向けて清廉性の体質を促進するため、官民の両方で**調達要員向けの清廉性研修プログラムを開発する**。

iv) 適切なモニタリングを含む、供給者向けの**内部統制、コンプライアンス措置及び汚職防止プログラムの要件を開発する**。公共調達の契約は、「汚職禁止」の保証を含め、契約に関連して汚職に関与しておらず、今後も関与しないという供給者の保証の真実性を検証するための保証や措置を実施すべきである。かかるプログラムは、下請けにおける汚職撲滅のために適切なサプライチェーンの透明性、及び供給者の要員向けの清廉性研修の要件も求めるべきである。

IV. 遵守国が、あらゆる規模の潜在的な競合者に、調達へのアクセスを容易にするよう勧告する。

このために、遵守国は、次のことを行うべきである。

i) 公的部門との業務への参加を増大させるために不可欠であり、持続可能かつ効率的な公共調達システムづくりの鍵を握る出発点となる、首尾一貫し安定した制度、法律、及び規制の枠組みを作る。 これらの枠組みは、次の通りとすべきである。

- 1) できる限り明確で簡単なものにする。
- 2) 他の法律又は規制と重複又は矛盾する要件を避ける。
- 3) 遵守国の国際的な約束 (例えば、世界貿易機関の枠組み内での政府調達協定、欧州連合の調達指令、二国間又は多国間の貿易協定) を考慮し、外国の供給者を含む入札者を、公平で、透明性があり、公平な方法で扱う。

ii) 次のことを確実にするため、できる限り標準化され、必要性に比例した、明確かつ統合された入札書類を提供する。

- 1) 新規参入者及び中小企業を含む潜在的な競合者からの幅広い参加を奨励するように、特定の入札の機会を計画する。このためには、購入者の期待 (仕様及び契約とともに支払い条件を含む)、並びに、評価、落札基準、及びそれぞれが占めるウェイト (価格を特に重視しているのか、価格/質の比の要素が含まれているか、又は副次的政策目的をサポートするか) に関する拘束力のある情報を知らせる明確な指導が提供されることが求められる。
- 2) 入札書類において求められる情報の程度及び複雑さ、並びに応募するために供給者に与えられた時間は、緊急な調達などの緊急事態を考慮した上で、調達の規模及び複雑さに比例したものとする。

iii) 競争入札を用い、特例及び単一の仕入先からの調達の使用を制限する。 効率を高め、汚職を撲滅し、公正かつ妥当な価格を設定し、競争的な結果を確保するための手段として、競争的な調達を標準的な調達手続きとすべきである。例外的な状況で、競争入札の制限及び単一の仕入先からの調達が正当化される場合、かかる例外は限定的で、事前に内容が決定されているとすべきであり、その手法を採用する際に適切な正当化が求められるべきであり、外国の供給者によるものを含め、汚職のリスクの増加を考慮し、適切な監視の対象とすべきである。

V. 遵守国が、副次的政策目的を追求するために公共調達システムを使用する場合、主要調達目的に対してバランスが取れたものにすべきであることを認識するよう勧告する。

このために、遵守国は、次のことを行うべきである。

i) 潜在的な利益と、金額に見合う価値を実現する必要性とを秤にかけ、**明確な国家としての優先事項に従い、副次的政策目的を追求する 1 つの方法として、公共調達の使用を評価する。**副次的政策目的をサポートする調達要員のキャパシティ、及びかかる目的の推進における進捗のモニタリングに伴う負担の両方を考慮すべきである。

ii) **公共調達システムに副次的政策目的を統合するための適切な戦略を立てる。**公共調達によってサポートされる副次的政策目的のために、適切な計画策定、ベースライン分析、リスク評価、目標とする成果を設定し、これを行動計画又は実施のガイドラインの策定の基礎とすべきである。

iii) **副次的政策目的の達成における調達の効果を測定するため、適切な影響アセスメント方法を採用する。**副次的政策目的をサポートする公共調達システムを使用した場合の結果は、適切なマイルストーンに従い測定し、その使用における利益及びコストに関する必要な情報を政策立案者に提供すべきである。個別の調達のレベル及び政策目的の目標とする成果の両方で効果を測定すべきである。さらに、潜在的な目的の過負荷に対処するため、公共調達システムにおいて副次的政策目的を追求する全体的な効果を、定期的に評価すべきである。

VI. 遵守国が、透明性があり有効な利害関係者の参加を促すよう勧告する。

このために、遵守国は、次のことを行うべきである。

i) **公共調達システムの変更を計画する際に、標準的なプロセスを策定し、それに従う。**かかる標準的なプロセスは、意見公募を推進し、民間部門及び市民社会から意見を求め、意見公募段階の結果公表を確実にし、選定した意見について説明すべきであり、これらをすべて透明性のある方法で行うべきである。

ii) **公共調達の目的を提示し、市場の正しい理解を確実にするため、供給者及び企業団体と、透明性のある定期的な対話を行う。**潜在的なベンダーに国のニーズについてよりよく理解してもらい、政府の購買担当者に市場のキャパシティをよりよく理解することによってより現実的で効果的な入札仕様書を作成するための情報を提供するため、効果的なコミュニケーションを行うべきである。そのようなやり取りは、実際に調達プロセスが進行中であるかによって異なる、相応の公正性、透明性及び清廉性の保護措置の対象とすべきである。そのようなやり取りは、入札に参加する外国企業が、透明性があり有効な情報を受け取ることを確実にするためにも採用すべきである。

iii) **適切なレベルの精査を保証する一方で、透明性及び清廉性を増大することを目的として、調達システムにおいて、関係のある外部の利害関係者に直接関与の機会を提供する。**ただし、秘密保持、平等な扱い及び調達プロセスにおけるその他の法的義務は維持するものとする。

VII. 遵守国が、政府及び市民のニーズを満たすよう、公共調達サイクル全体において効率化するプロセスを策定するよう勧告する。

このために、遵守国は、次のことを行うべきである。

i) 公共調達システム及びその制度の枠組みを簡素化する。 遵守国は、機能の重複、非効率な縦割り、その他の無駄の原因を特定するため、既存のプロセス及び制度を評価すべきである。可能な場合、その際に、例えば共有サービスなどにより、事務手続きの官僚主義及びコストを削減するため、効率的及び効果的な調達プロセス及び作業の流れによって、よりサービス中心の公共調達システムを構築すべきである。

ii) 顧客のニーズを効率的に満たすため、確固とした技術プロセスを実施する。 遵守国は、例えば、適切な技術仕様を作成し、適切な落札基準を特定し、見積もりの評価者が十分な技術的専門知識を持つことを確認し、契約発注後の契約管理において十分なリソース及び専門知識が確実にあることを確保することによって、調達の結果が顧客のニーズを満たすことを確実にする措置を講じるべきである。

iii) 調達手続きを改善し、重複を削減し、金額に見合うより高い価値を実現するためのツール（集中購買、枠組み合意、電子カタログ、動的購買、電子競売、共同調達、オプション付き契約を含む）を開発して用いる。 地方政府レベルでのそのようなツールの応用は、適切かつ実現可能である場合、効率をさらに高めることができる。

VIII. 遵守国が、調達サイクル全体において適切な電子調達のイノベーションをサポートするため、デジタル技術を利用することにより公共調達システムを改善するよう勧告する。

このために、遵守国は、次のことを行うべきである。

i) 公共調達サイクルに対応する統合電子調達ソリューションを可能にする近年のデジタル技術の発展を採用する。 競争を増大させ、契約発注及び管理のプロセスを簡略化し、コストを削減し、公共調達・財政情報を統合して、透明性及び一般入札へのアクセスを確実にするため、情報通信技術を公共調達に用いるべきである。

ii) 事業のイノベーションを可能にする中核的な能力及び機能を提供しつつ、事業の継続性、プライバシー及び清廉性を確実にし、公正な扱いを行い、慎重な扱いを要するデータを保護するため、モジュール方式の、柔軟で、拡張性があり、セキュリティが確保された、最新の電子調達ツールを推進する。 電子調達ツールは、使用が簡単で、その目的に適っており、可能な限り全調達機関で一貫性があるべきである。過度に複雑なシステムは、実施上のリスクを伴い、新規参入者及び中小企業に困難をもたらす。

IX. 遵守国が、金額に見合う価値を効率的かつ効果的に継続的に提供するキャパシティのある調達要員を育成するよう勧告する。

このために、遵守国は、次のことを行うべきである。

- i)** 例えば、人数及びスキルの面で十分なスタッフ、公共調達を専門職として認識すること、認定及び定期研修、公共調達職員の清廉性基準、公共調達情報の解析及び公共調達システムパフォーマンスのモニタリングを行う部門の存在など、定期的に更新される専用ツール一式を提供することにより、調達職員が、知識、実務的な実施、及び清廉性について、高度な専門基準を満たすことを確実にする。
- ii)** 調達要員のパフォーマンスを強化するため、昇進の明確な手段、調達プロセスにおける政治的介入からの保護を提供し、キャリア開発における国内及び国際的な適正慣行を推進することにより、調達職員向けに、魅力ある、競争力を備えた、能力主義のキャリアオプションを提供する。
- iii)** 調達要員のスキル及び能力を向上するため、大学、シンクタンク又は政策センターなどの知識センターとの協力的なアプローチを促進する。知識センターの専門知識及び教育経験を、調達の知識を広げ、理論と実践の双方向のチャンネルを支え、公共調達システムへのイノベーションの応用を後押しすることができる貴重な手段として利用すべきである。

X. 遵守国が、実現可能かつ適切である場合、あらゆる行政レベルで、個別の調達からシステム全体まで、公共調達システムの有効性を評価することによって、パフォーマンスを改善するよう勧告する。

このために、遵守国は、次のことを行うべきである。

- i)** 調達プロセスの結果を定期的にかつ一貫した方法で評価する。公共調達システムは、一貫した、最新の、信頼性の高い情報を収集し、新しいニーズの評価を構築する際に、特に価格及び全体のコストに関する過去の調達のデータを用いるべきである（貴重な見識の情報源となり将来の調達の決定に役に立つ可能性があるため）。
- ii)** ベンチマーク設定のため、また公共調達に関する戦略的な政策策定をサポートするため、公共調達システムのパフォーマンス、効果、及び節約を測定する指標を開発する。

XI. 遵守国が、公共調達サイクル全体におけるマッピング、検出及び緩和に向けたリスク管理戦略を統合するよう勧告する。

このために、遵守国は、次のことを行うべきである。

i) 公共調達システムの適切な機能に対する脅威を特定し対処するリスク評価ツールを開発する。 可能な場合、ツールは、あらゆるリスク（事務手続きにおける潜在的な誤り及び故意の違反を含む）を特定し、担当要員に注意を促し、防止又は緩和が可能な場合、介入点を提供するよう開発すべきである。

ii) 危険信号又は内部告発プログラムの制度などの、リスク管理戦略を公表する。 調達要員及びその他の利害関係者が、リスク管理戦略、その実施計画及び特定されたリスクに対処するための対策に関する意識及び知識を高めるようにする。

XII. 遵守国が、適切な苦情及び処罰のプロセスを含む、公共調達サイクル全体における説明責任をサポートするため、監督及び統制のメカニズムを適用するよう勧告する。

このために、遵守国は、次のことを行うべきである。

i) 責任の連鎖が明確であり、監督のメカニズムが設置されており、支出の承認及び主要調達マイルストーンの承認についての委任権限レベルが明快であることを確保するため、公共調達サイクルの監督について明確な線引を行う。 調達手続きの例外扱いを正当化し承認するための規則は、競争を制限する場合など、包括的かつ明確であるべきである。

ii) 調達要員又は供給者らが必要以上に結果を恐れる又はリスクを回避するようになることなく、適切な抑止力を提供するために、政府及び民間部門の調達参加者について、不正行為の程度に比例して、効果的かつ強制可能な処罰制度を策定する。

iii) 公共調達システムの清廉性及び公平性について、欠陥を是正し、不正行為を予防し、外国の競合者を含む入札者の信頼を獲得するため、困難な調達に関する決定について効果的な行動指針を確立することにより、公正で、適時かつ透明性のある方法で苦情を取り扱う。 効果的な苦情対処システムのその他の重要な点は、専用の独立審査及び適切な補償処置である。

iv) 次のことを確実にするため、内部統制（財務統制、内部監査及びマネジメントコントロールを含む）並びに外部統制及び監査が調整され、十分なリソースがあり、統合されている。

1. 公共調達システムのパフォーマンスのモニタリング
2. 信頼性の高い報告及び法規へのコンプライアンス、並びにこれらの法規の違反の信じるに足る疑いを、報復の恐れなしに該当局に報告するための明確なチャンネル
3. 調達に関する法律、規制及び政策の一貫した適用
4. 国ごとの選択に準拠した重複の削減及び適切な監督
5. 独立した事後評価、及び適切な場合、該当する監督機関への報告

**XIII. 遵守国が、全体的な財政管理、予算策定及びサービス提供のプロセスへの公共調達
の統合をサポートするよう勧告する。**

このために、遵守国は、次のことを行うべきである。

i) 調達プロセスを財務管理と組み合わせることにより、公共調達の支出を合理化し、公共調達専用の支出（事務コストを含む）をよりよく理解する。 この情報は、調達管理を改善し、重複を削減し、物品及びサービスをより効率的に提供するために用いることができる。予算の約束は、細分化を抑止し、効率的な調達技術の使用の助けとなる方法で行われるべきである。

ii) 公共調達サイクルの設計及び計画を最適化するため、複数年度の予算策定及び資金調達を奨励する。 厳しい予算規制及び非効率な割当のために、リスクが適切に割り当てられない、又は効率化できない購買決定を防止するため、複数年度の資金調達のオプション (正当で適切な監督が行われた場合) による柔軟性が提供されるべきである。

iii) 公共事業、官民パートナーシップ及びコンセッションを含め、公的サービスの提供範囲全体で、適切に、公共調達の原則を統一する。 民間部門のパートナーとの幅広い取決めの下でサービスを提供する際に、遵守国は、政府にとっては効率性を、民間部門のパートナーにとっては予測性を促進するために、公的サービスを提供する枠組み及び制度の中でできる限り一貫性を確保すべきである。

XIV. 本勧告を普及させるよう事務総長に求める。

XV. 本勧告をあらゆる行政レベルで普及させ、国営企業による調達又は補助取決めの下で行われる調達などの関連するその他の状況において本勧告の実施を考慮することを遵守国に求める。

XVI. 本勧告を考慮し遵守することを非遵守国に求める。

XVII. 競争委員会及び国際商取引における贈賄に関する作業部会の協力の下、関連するその他の OECD 委員会と協議した上で、本勧告の実施をモニターし、その内容を本勧告の採択から 3 年以内かつその後は定期的に、理事会に報告するようパブリックガバナンス委員会に指示する。